

2 第二号に掲げる単価は糖度が二三・二度以上一四・四度以下のさつきぎに適用し、糖度が五・五度以上一三・二度未満のさつきぎに係る甘味資源作物交付金の単価にあっては糖度が一三・二度を〇・一度下回るごとに一〇〇円を同号に掲げる単価から差し引いた額とし、糖度が一四・四度を超えるさつきぎに係る甘味資源作物交付金の単価にあっては糖度が一四・四度を〇・一度上回るごとに一〇〇円を同号に掲げる単価に加えた額とする。

3 第三号に掲げる単価は四捨五入により小数点以下一位まで算出されたでん粉含有率(以下単価に「でん粉含有率」という。)が一・〇パーセントのでん粉の製造の用に供するばれいしよ(以下「でん粉原料用ばれいしよ」という。)について適用し、でん粉含有率が一・〇パーセント未満のでん粉原料用ばれいしよに係るでん粉原料用も交付金の単価にあってはでん粉含有率が一・〇パーセントを〇・一パーセント下回ることにより一円を同号に掲げる単価から差し引いた額とし、でん粉含有率が一・〇パーセントを超えるでん粉原料用ばれいしよに係るでん粉原料用も交付金の単価にあってはでん粉含有率が一・〇パーセントを〇・一パーセント上回ることにより一円を同号に掲げる単価に加えた額とする。

○特許庁告示第一号
工業所有権に関する手続等の特例に関する法律(平成二年法律第三十号)第三十七条の規定に基づき次のとおり登録を行ったので、同法第三十九条において準用する同法第三十四条の規定に基づき公示する。

平成二十四年一月六日 特許庁長官 岩井 良行

登録番号	登録年月日	登録を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	登録を受けた者が調査業務を行う区分の名称	登録を受けた者が調査業務を行う事業所の名称及び所在地
第二十九号	平成二十三年十二月二十二日	株式会社技術トランスファーズサービス 東京都港区赤坂一丁目1-2番32号 代表取締役 秋山 敦	三十一 先行技術調査(電子商取引)	株式会社技術トランスファーズサービス 東京都港区赤坂一丁目1-2番32号

○国土交通省告示第十一号
砂防法(明治三十年法律第二十九号)第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程(明治三十年勅令第三百八十二号)第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十四年一月六日 国土交通大臣 前田 武志

一 砂防法第二条の土地に係る河川の名称
篠堂川

(一) 砂防法第二条の土地の表示
広島県庄原市川北町字重行一三九三番地内
四等三角点篠堂を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から三号までを順次結んだ線及び標柱一号と三号を結んだ線に囲まれた土地の区域

基準点から二三三度五一分一六秒
八九・八五メートルの地点 一号
標柱一号から七八度三四分五一秒
一六三・五八メートルの地点 二号
標柱二号から二五三度二九分一三秒
一二七・九七メートルの地点 三号

○国土交通省告示第十二号
砂防法(明治三十年法律第二十九号)第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十三年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程(明治三十年勅令第三百八十二号)第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十四年一月六日 国土交通大臣 前田 武志

一 砂防法第二条の土地に係る河川の名称
野栗沢川

(一) 砂防法第二条の土地の表示
イ 次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を昭和三十八年建設省告示第四百十五号で指定した土地の境界線及び平成十二年建設省告示第九百九十九号で指定した同号一に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

字大田 二二六二番二二地先無番地
二二六二番二八地先無番地
二二六二番一八
二二六二番一九
二二六二番一九〇
二二六二番一八九
二二六二番一八八

群馬県多野郡上野村大字野栗沢 字リウカイヲ子 乙五二三番 一号から七号まで
五二二番 八号及び九号
乙五二七番 十号
次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を平成十二年建設省告示第九百九十二号で指定した同号一に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
群馬県多野郡上野村大字野栗沢 字リウカイヲ子 甲五二七番 一号から三号まで、五号及び六号
乙五三〇番 四号
地先道路敷 七号
五三〇番一 七号
地先道路敷 八号
五三〇番一 八号
砂防法第二条の土地に係る河川の名称
片品川
砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域
群馬県利根郡片品村大字越本 字切所 二九三〇番地先河川敷 一号から七号まで
二八七八番甲地先無番地 七号及び八号
二九一六番甲 十号から十二号まで及び十六号から十八号まで
七十三号から七十五号まで
十三号から十五号まで
十六号

字大田向 二二六二番一八七
二二六二番七
二二六二番八
四六番七二
四九番
四六番六九
九三番四八
九三番四九
一一八番一
一一九番四
一一九番二
一一九番一
九三番四四
九三番四五
九三番四二
九三番五二
九三番一六
九三番一八
五四番三六
五四番三八
五四番三七
五四番一八
五四番一
五五番一
四〇番一
四〇番一
一一番
三四番一〇
三四番五
三五番一
一番地先河川敷
二九一九番甲地先河川敷
二二二番
三十一号
三十二号
三十三号
三十四号
三十五号
三十六号
三十七号
三十八号
三十九号
四十号
四十一号
四十二号
四十三号
四十四号
四十五号
四十六号
四十七号
四十八号
四十九号
五十号
五十一号
五十二号
五十三号
五十四号
五十五号
五十六号
五十七号
五十八号
五十九号
六十号
六十一号
六十二号
六十三号
六十四号
六十五号
六十六号
六十七号
六十八号
六十九号
七十号
七十一号
七十二号
七十三号
七十四号
七十五号
七十六号
七十七号
七十八号
七十九号
八十号
八十一号
八十二号
八十三号
八十四号
八十五号
八十六号
八十七号
八十八号
八十九号
九十号
九十一号
九十二号
九十三号
九十四号
九十五号
九十六号
九十七号
九十八号
九十九号
一百号

字駿河 一四九番
二二六二番一八七
二二六二番七
二二六二番八
四六番七二
四九番
四六番六九
九三番四八
九三番四九
一一八番一
一一九番四
一一九番二
一一九番一
九三番四四
九三番四五
九三番四二
九三番五二
九三番一六
九三番一八
五四番三六
五四番三八
五四番三七
五四番一八
五四番一
五五番一
四〇番一
四〇番一
一一番
三四番一〇
三四番五
三五番一
一番地先河川敷
二九一九番甲地先河川敷
二二二番
三十一号
三十二号
三十三号
三十四号
三十五号
三十六号
三十七号
三十八号
三十九号
四十号
四十一号
四十二号
四十三号
四十四号
四十五号
四十六号
四十七号
四十八号
四十九号
五十号
五十一号
五十二号
五十三号
五十四号
五十五号
五十六号
五十七号
五十八号
五十九号
六十号
六十一号
六十二号
六十三号
六十四号
六十五号
六十六号
六十七号
六十八号
六十九号
七十号
七十一号
七十二号
七十三号
七十四号
七十五号
七十六号
七十七号
七十八号
七十九号
八十号
八十一号
八十二号
八十三号
八十四号
八十五号
八十六号
八十七号
八十八号
八十九号
九十号
九十一号
九十二号
九十三号
九十四号
九十五号
九十六号
九十七号
九十八号
九十九号
一百号

字大田 二二六二番二二地先無番地
二二六二番二八地先無番地
二二六二番一八
二二六二番一九
二二六二番一九〇
二二六二番一八九
二二六二番一八八